

毎週火、金曜日発行(但休日に当り、きは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十年度に係る各県税務所の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第四百十三号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に
係る各県税務所の定期監査を執行したので、その結果
を次の通り公表する。

昭和三十一年三月十六日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫
同	近藤一

監査箇所

執行年月日

西部県税務所	昭和三十一年一月十八日
中部県税務所	同 年一月十九日
東部県税務所	同 年一月二十九日

県税事務所

概況

昭和三十年度に係る各県税務所の定期監査は、地方税
法の改正に因る自主財源の推移に留意し、今回は特に主
要税目に重点をおき賦課徴収の適正と住民負担の公平の
見地から綿密徹底的に監査した。その結果、不正は認め
られず、各所とも過去の指摘事項に留意して税務行政の
適正円滑な運営に努力しているものと認められたが、税法の
運用に一部考究すべき問題があり中でも間接税の処理、
県民税の督励等については根本的対策を要し、徴税成績
向上のための内部組織の再検討、滞納処分及びその執行
停止処分の運用その他事務の整備改善等今後更に留意す
べき余地が多く認められるので、県当局は運営指導方針

を確立し、重点的強力に推進するよう格別の配意が肝要と認められた。

一 県税賦課徴収の概況

1 課税の状況

昭和三十年年度県税予算計上額(県税事務所所管)は三億九千七百餘万円であるがこれに対し十二月末日現在における各県税事務所の課税総額は四億三千六百四十三万餘円で、前年同期に比較し六千八百八十一万餘円減少している。その状況は別表に示す通り西部三千三百餘万円の減少が最も多く中部一千八百餘万円、東部一千七百餘万円それぞれ減少している。またこれを内容的に見ると現年度分三千七百餘万円、過年度分一千四百餘万円、滞納繰越分一千六百餘万円それぞれ減少であつて、現年度分減少事由は主として税法改正及び経済事情等概ね妥当な理由に基くものであると認められる、すなわち事業税は基礎控除額引上及び事業所得の減少(一部の業種に伸長が見られる)に因つて四千三百七十五万餘円減少したほか、入場税の移管に伴う

減一千一百五十七万餘円等が主であつて、この反面県民税、不動産取得税及び自動車税は増加している。

過年度分の減少は、前回監査において強調した法人事業税の未決整理について、前年度内に日本・パルプその他に対し大部分整理完了した結果であり、その努力が認められる。滞納繰越分については前年同期に比較し一千六百七十二万餘円(二六・四八%)減少し一応形式的には好成績のようではあるが、滞納処分執行停止に伴う調定減額一千五百六十七万餘円(昭和二十七年以降本累計三五、三八二、四四五円)を考慮すれば実質的には前年度程度の滞納額を持越している。(別表参照)

2 徴収の状況

昭和三十年十二月末日現在収入済額は三億一千七百九十五万餘円で前年同期に比較し三千六百四十六万餘円減収している。調定に対する収入率は七三・八五%で二・七〇%上昇しているが実質的徴収成績を検討すれば本年度六七・三九%となり前年同期よりむしろやや

低下しており徴収確保に一層の努力が望まれる。すなわち現年度分に対する収入済額は二億九千七百八十五万餘円で調定に対し七九・二八%の徴収率を示し前年度より向上しているが滞納繰越分はその徴収率僅か二五・三六%の低調である。なお滞納処分執行停止額を考慮すれば更に低率であつてしかも前年同期に比し成績不振である。(別紙参照)

二 課税の適正化について

事業税その他直接税関係の事務は概ね適切円滑に処理しているものと認められたが、遊興飲食税の課税については検討すべき余地が多い。特に地方税法の一部改正によつて昨年十一月一日から公給領収証制度が実施された趣旨徹底を欠き特別徴収義務者において未だ完全履行されず申告に妥当でないものがあるため各所とも制度切替の過度的な現象としておこる業者間の不均衡の是正、脱税の防止について苦慮しそれぞれ検税調査、追加申告勧奨又は更正決定等によつて適正化を図つて

運営としては考究すべきものがある。一般的に間接税の処理は、その主旨からして最も嚴格、適正を期すべきであるから各所とも強力に推進せしめるよう当局において措置が緊要と認められた。

三 徴収整理について

昭和三十年十二月末日現在における徴収成績は前述した通りであつて、総額一億一千八百四十八万餘円未収額を生じている。法人県民税及び法人事業税等は予定、中間申告納付によつて納期限内の収入が増加し成績も概ね好調であるが、全般的に見ると未だなお滞納が多く大部分は所員徴収によつて整理している状況である。滞納整理は県財政の現状にかんがみ、徴収額の増加確保に努力しているが、一面滞納繰越分の徴収整理については従来指摘要望しているにもかかわらず比較的安易な処置をとり或いは等閑視の傾向さえうかがわれる。徴収率から考えるといわゆる焦げつきの整理は努力に対し、成果が少いけれども、課税の適正化、負担の公平の見地に立てば積極的に速急整理すべきであつて、

参考 昭和三十一年二月末日現在四六七、〇七五千円
別表 県税収入済額

滞納繰越分	過年度分			現年度分			前年同期	差引増減	備考
	計	西部	中部	東部	計	西部			
計	1,171,111	8,335	3,513	1,169,261	1,011,324	1,167,755	1,167,755	△ 245,431	前年 79,077%
西部	5,110	3,513	1,600	1,167,755	1,167,755	1,167,755	1,167,755	△ 245,431	前年 79,077%
中部	1,171,111	8,335	3,513	1,169,261	1,011,324	1,167,755	1,167,755	△ 245,431	前年 79,077%
東部	5,110	3,513	1,600	1,167,755	1,167,755	1,167,755	1,167,755	△ 245,431	前年 79,077%

計	505,241	△	66,811
---	---------	---	--------

別表 県税徴収納状況 昭和30、三十一、三二現在

合計	昭和30年			昭和31年			昭和32年
	西部	中部	東部	西部	中部	東部	
計	377,955	503,333	142,890	354,433	600,824	142,890	前年 75.5%
西部	377,955	503,333	142,890	354,433	600,824	142,890	前年 75.5%
中部	1,171,111	8,335	3,513	1,169,261	1,011,324	1,167,755	前年 79,077%
東部	5,110	3,513	1,600	1,167,755	1,167,755	1,167,755	前年 79,077%

区別	分	昭和30年			昭和31年			昭和32年
		西部	中部	東部	西部	中部	東部	
合計	計	377,955	503,333	142,890	354,433	600,824	142,890	前年 75.5%
東部	東部	5,110	3,513	1,600	1,167,755	1,167,755	1,167,755	前年 79,077%
中部	中部	1,171,111	8,335	3,513	1,169,261	1,011,324	1,167,755	前年 79,077%
西部	西部	377,955	503,333	142,890	354,433	600,824	142,890	前年 75.5%

総括 調整に対する収入歩合 (同前年同期) (六七・七) 七五・五%
 比較増減 △ 六六六 六六・五
 実質的收入歩合 (同前年同期) (六五・三) 七〇・七
 比較増減 △ 三〇七 七九・八七
 内訳 現年度分 (前年同期) (七四・四) 七九・六
 比較増減 △ 五〇四 二・四

遊興飲食税	間 接 税	調 定 入 收	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	
		三、四一三	一、四、七七七	五、八二二	三、一、三三三	七、一、五七七	五、四〇九	五、五〇五
		一、二七三三	八、五二九	四、六三三	六、〇七二	七、二、七三三	六、〇七二	二、一、三、三、九
調 定 入 收	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	
一、三、八七六	八、二九七	一、五〇六	一、九一〇	一、〇、三、三三	八、二、六七	五、六、六三	二、七、四、六三	
一、〇、一八八	六、九三三	一、五〇六	一、九一〇	一、〇、三、三三	八、二、六七	五、六、六三	二、七、四、六三	
一、三、二二〇	一、二、一〇一	二、七〇八	三、五七三	三、〇、一、三三	八、二、六七	五、六、六三	二、七、四、六三	
調 定 入 收	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	調 定 入 收 率 %	
五、三、三三	六、八、八〇	七、六、八二	九、九、三三	九、九、三三	八、八、八〇	五、六、六三	二、七、四、六三	

個人県民税	法人県民税	直 接 税	区 分	過 年 度 分	東 部 県 税	中 部 県 税	西 部 県 税	計	備 考
				七三・七七 (七三・七三)	六九・七六 (七六・六四)	四九・四四 (六九・四一)	五八・三六 (六九・〇七)		
				二、六・三三 (三〇・五)	三、三・五 (五二・九二)	二、五・〇一 (三六・三六)	一、〇・七九 (二〇・九)		
比較増減△	比較増減△	比較増減△	比較増減△	比較増減△	比較増減△	比較増減△	比較増減△	比較増減△	比較増減△
二、六・三三 (二五・八九)	三、三・五 (一四・一五)	二、五・〇一 (七・七九)	一、〇・七九 (一九・三九)	一、〇・七九 (一〇・五)	六・一七 (一五・八二)	四・六七 (三〇・七)	五・二八 (二〇・五)	六・一七 (一〇・五)	六・一七 (一〇・五)
二、六・三三 (一四・一五)	三、三・五 (三・三)	二、五・〇一 (一・一)	一、〇・七九 (一・一)	一、〇・七九 (一・一)	六・一七 (一五・八二)	四・六七 (三〇・七)	五・二八 (二〇・五)	六・一七 (一〇・五)	六・一七 (一〇・五)
二、六・三三 (七・七九)	三、三・五 (一・一)	二、五・〇一 (一・一)	一、〇・七九 (一・一)	一、〇・七九 (一・一)	六・一七 (一五・八二)	四・六七 (三〇・七)	五・二八 (二〇・五)	六・一七 (一〇・五)	六・一七 (一〇・五)
二、六・三三 (七・七九)	三、三・五 (一・一)	二、五・〇一 (一・一)	一、〇・七九 (一・一)	一、〇・七九 (一・一)	六・一七 (一五・八二)	四・六七 (三〇・七)	五・二八 (二〇・五)	六・一七 (一〇・五)	六・一七 (一〇・五)
二、六・三三 (七・七九)	三、三・五 (一・一)	二、五・〇一 (一・一)	一、〇・七九 (一・一)	一、〇・七九 (一・一)	六・一七 (一五・八二)	四・六七 (三〇・七)	五・二八 (二〇・五)	六・一七 (一〇・五)	六・一七 (一〇・五)

入場税 (旧法税)	率 %	率 %	率 %	率 %
三・五〇	五・六	七四・五	六九・三	五・七
五〇〇		一・七	二・七九	七・九六
一〇・五		八	三・六	七・七
		〇・六五	一三・七	九・〇

西部県税事務所 昭和三十一年一月十八日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤伝一

監査概況

一 十二月末日現在の賦課徴収状況は課税総額一億七千四百七十三万余円で前年同期に比較し三千三百十四万余円減少し、徴収成績は収入済額一億二千四百七十三万余円、調定額に対する収入率は七一・三四%で前年同期に比較し二千六百九十九万余円減少している。調定額の減少は各税目によりそれぞれ事由があるが、特

に法人事業税の過年度分の未決整理対象件数が減少したものと及び税法改正による個人事業税の基礎控除引上げ、或いは経済事情等によるものである。
なお徴収成績については前述した如くやや不振であるので一層努力されたい。

二 直税事務は過去の監査指摘事項等を考慮し、適確に処理し概ね良好と認めしたが、しかしながら自動車税、県民税等の課税事務につき考究を要するものがあるもので、その取扱いに慎重を期すること。

なお個人事業税の中、低額所得者数が大半を占め自主決定によるものが多く、課税事務に困難な面があるがこれら課税限界線にあるものの取扱については特に

調査に慎重を期し国税との権衡を考慮し事務処理に一層留意が肝要と認めた。

三 間税事務の中、遊興飲食税の課税については特に検討を要する。即ち税法改正(十一月より施行)により公給領収証制度が実施されたのであるがこれが主旨の徹底を図り期限内申告を励行するよう督励することが急務である。

なお申告書の内容記載に形式的なもの、或いは検税調査の結果追加申告を勧奨しているが、これら調査資料及び検税記録等は公的に整備保存して置くことが肝要である。また不動産取得税は課税標準額算定上、種々困難を生ずるものが認められるが、これが賦課に鋭意努力していることは結構である。

四 徴収事務については冒頭にも述べた如く徴収成績の向上を図るため徴税体制を確立し、決算見込における徴収額確保のためあらゆる創意工夫が必要である。また滞納繰越分についても不振であるので努力されたい。なお監査時において過誤納に基く還付金が一七五件で

三十五万三千余円あり予算措置が遅れているため未還付であったが、今後の徴収成績等への影響も考慮の上、早期還付をすべきである。

五 執行停止処分等に当つては遺憾のないよう特に慎重を期せられたい。二十九年度中における執行停止処分として調定減額しているものは五百六十万余円(一、四二四件)であるが、これらの内容を検討してみると中には徴収上の事項が十分捕捉されないまま徴収不能として措置しているもの或いは課税と徴収との連絡が不十分のため既に調査の結果転居、または住所不明者に対しその後賦課されているもの等一層留意すべきものがあつた。

中部県税事務所 昭和三十一年一月二十日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤伝一

監査概況

一 十一月末現在の賦課徴収状況は課税総額六千九百六十七万余円で前年同期に比較し一千八百二十四万余円減少している。減少した主なものは事業税一千五百八十三万余円、入場税一百六十七万余円、遊興飲食税一百九十一万余円等で税法改正に伴うものであり、反面増加したものは不動産取得税一百四十三万余円、自動車税九十九万余円、県民税五十六万余円等である。また調定に対する収入済額は五十三万余円で前年同期の六九・一八%に比較すれば三・〇九%上昇しており徴収整理に努力のあとが認められるが、滞納繰越整理については一層の努力を望む。

二 直税事務については概ね良好と認めた。個人事業税は課税対象人員二、〇一九人で前年に比較し四八六人減少し、県税控除失格者は二、〇四六人で前年より六九三人増加しており自主決定課税事務が繁鎖となつてゐるが法人事業税の処理とともに前年度指摘事項について検討留意し適切に処理してゐる。また間税事務の

中遊興飲食税については適正課税、特に検税資料の整備と実体はあくに努力してゐたが、なお一層課税基礎の確認と適正申告指導の徹底を図らねばならぬ。

三 十二月末現在における滞納整理状況は繰越総額五百八十四万余円に対し整理額一百三十二万余円で、その収入率は二二・六七%であり前年同期と比較すると二二・二五%下廻つてゐる。これは現年度分徴収に重点を指向した結果であるが滞納整理については一層徴収整理に努力されたい。

東部県税事務所 昭和三十一年一月二十九日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 近 藤 伝 一

同 山 本 四 郎

監査概況

一 十二月末現在における賦課徴収状況は、課税総額一億九千三百七十八万余円で前年同期に比し一千五百五十六万余円減少してゐる。この主なるものは税法改正

によつて事業税一千七百六十五万余円、入場税五百十六万余円等その反面県民税六百十八万余円、不動産取得税等五百三万余円が増加してゐる。
また調定額に対する収入済額は一億四千二百八十九万余円で、前年度同期に比較すると約一百万余円増収し、その徴収率は七四・四五%で六、六八%上昇してゐる。もつとも調定減額した執行停止分九百十七万余円を考慮すれば、なお一層徴収に努力を要するものと認められた。

二 課税事務は前年度指摘事項をも考慮し、適確に処理してゐたことは結構である。しかしながら個人事業税の自主決定調査に当り誤謬その他により減額更正してゐるものが相当件数あり、中には一部やむを得ないものがあるけれども一層事務的処理について留意が必要である。

また特別徴収義務者の申告納税に対し、修正申告せしめていたが、申告勧奨による根拠資料は申告そのものが自主的であつても税務職員の特異性にかんがみ公的

に保存しておくことが望ましい。

なお法人事業税の処理は概ね良好と認めた。

三 滞納繰越分の整理について一層積極的努力されたい。即ち本年度未納繰越調定額は一千九百四万余円であつて、この中、十二月末までの徴収整理額は五百七万余円で、その歩合は二六六%である。前年度に比し整理の努力は認めるが依然として不振である。このほか執行停止処分として九百十七万余円調定減額してゐるので、これを考慮すれば更に一層の努力が緊要と認められた。

四 国税徴収法の適用による執行停止に当つては特に慎重を期されたい。二十九年度において執行停止したものは一千七十四万余円で、この中前記の通り九百十七万余円停止処分として調定減額してゐるが、この内容を個々に検討してみると中には間税の大口滞納或いは徴収上の事項が未確認のまま所在不明としてゐるもの等考究すべきものがあつた。

五 遊興飲食税の十二月末未収未済額は六百四十万余円であるが、この中大部分は大口滞納者であるので早期徴収整理に努力すべきである。